

職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（例）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日以後において第〇条の規定による改正後の職員の修学部分休業に関する条例（以下「新修学部分休業条例」という。）第二条に規定する修学部分休業をするため、新修学部分休業条例第二条第一項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新修学部分休業条例第二条第一項の規定により、当該承認を申請することができる。

2 この条例の施行の際現に第〇条の規定による改正前の職員の修学部分休業に関する条例（以下「旧修学部分休業条例」という。）第二条に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該部分休業の期間の末日までの間において任命権者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権

者をいう。)が当該職員の意見を聞き定めた内容の新修学部分休業条例第二条第一項に規定する修学部分休業をすることの承認があつたものとみなす。